

平成 26 年 2 月 21 日  
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
プラスチック容器事業部

## 再商品化事業の円滑な実施を図るための重要事項

平成 25 年度より大きく変更となる事項はないが、以下の事項は重要と考えられるので、再確認願いたい。

### 1. 契約内容について

「プラスチック製容器包装再商品化実施契約」(入札説明会資料 8) は再商品化を実施するうえでの基本となる重要な内容であり契約締結に際し再度、熟読されたい。

### 2. 措置規程について

この契約と対をなす「再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程」(事業者説明会資料 18) も併せて再確認すること。

今年度、措置規程の別表を一部改訂した。

### 3. [指導票] について

措置には該当しないが当事業部として看過できない事項に対し、今年度も「指導票」を発行して注意を喚起していく。

参考までに、平成 25 年度に発行した [指導票] の内容を紹介する(「参考資料」参照)ので、各社、同様な事項を発生させないよう十分に注意していただきたい。

特に、利用事業者とのコミュニケーション不足に起因すると思われる事項、例えば稼働記録が無くて適正利用が確認できないといったケースが多発している。また、直近では、同意書(含付属書)と利用実態が異なるといった事例も発生している。かねてより適正利用の確保についてお願いしているが、適正利用とは利用事業者も含めての話であることをご理解いただき、場合によっては措置の対象となることも認識し、引取同意書を得る際は、「適正な利用に関する遵守・合意事項」の十分な説明を行い、合意を得るとともに利用事業者の基本条件確認等を確実に実施していただきたい。

#### 4. 安全確保の徹底

労働災害は昨年度に比べて減少傾向にはあるものの、発生が続いている。

※平成 25 年度：労災 4 件、事故（火災） 1 件 発生 < 1 月時点 >

再商品化業務実施に当たって作業安全および良好な労働衛生環境の確保に関し、再点検を行い、一層の安全確保強化に努めていただきたい。

以上

平成 26 年 2 月 21 日  
 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
 プラスチック容器事業部

## [指導票] の事例紹介

措置には該当しないが当事業部として看過できない事項に対し、「指導票」を発行している。平成 25 年度に発行した [指導票] は、19 件である。(1 月時点)

その内容をまとめて以下に示す。各社、同様な事項を発生さないよう十分に注意していただきたい。

### (1) 安全関係

- \* 労働災害の発生
  - ① 回転中の機械に手を入れて指を骨折した。
  - ② 稼働中の機械に手を入れ負傷した。
  - ③ パレット間に指を挟み切傷した。
  - ④ 異常ブザーが鳴り、駆け出そうとしてのめり、膝を骨折した。
- \* 事故の発生
  - ① 成形機から出火、排気ダクトを通じ投入コンベアに飛び火した。
- \* 安全管理体制不備
  - ① 原料ベールが荷崩れし積まれていた。(現地検査時)
  - ② 消火設備の前に物が置かれていた。(現地検査時)
  - ③ 原料ベールが 4 段積され、安全が確保できていない。  
(ベール品質調査時)

### (2) 再生処理事業者関係

- \* 報告不徹底
  - ① 事前申請、承諾無しで設備を撤去した。
  - ② 施設変更届の提出なく、設備の位置を変更した。
- \* 日報・月報
  - ① 担当者不在で直近 1 週間分の記載無し。(現地検査時)

### (3) 利用事業者関係 (立入調査時)

- \* 「適正利用に関する遵守・合意事項について」の理解不足
  - ① **稼働記録が無い。**(8 件)  
 ⇒ 適正利用が確認できず、転売疑惑が生じた例も有り。  
 [業務改善指示書発行]
- \* 識別表示
  - ① 販売製品に識別表示が無い。